



本籍のある市区町村から送られる 通知書のフリガナ を確認してください

担当課
市役所戸籍住民課戸籍住民担当
(☎31-4523)

これまで、氏名のフリガナは戸籍に記載されていませんでしたが、法改正により新たに氏名のフリガナが戸籍に記載され、公証されます。

本籍のある市区町村から、戸籍に記載予定のフリガナを事前にお知らせしますので、通知書が届いたら内容を必ず確認してください。

日常使用しているフリガナと同じ場合は手続きの必要はありませんが、異なっている場合は手続きが必要です。

ただし、2025 (令和7) 年 5 月 26 日以降、出生や帰化等により、初めて戸籍に記載される方については、下記の手続きによらず、戸籍の届出時に記載のフリガナが戸籍に記載されます。

本籍が釧路市の方へは 8 月上旬から順次発送します。

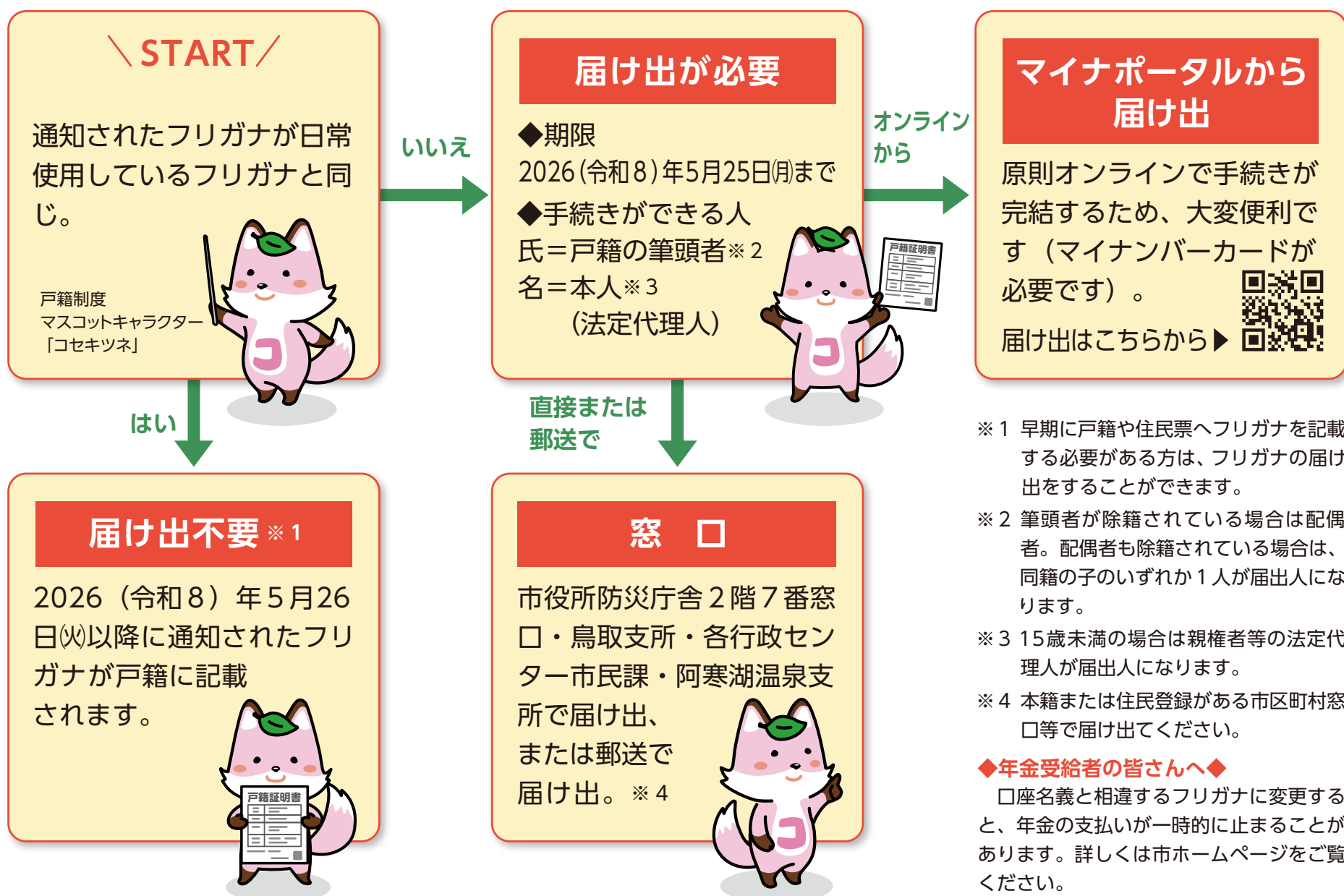
本籍が釧路市以外にある方は本籍のある市区町村へお問い合わせください。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎<https://www.city.kushiro.lg.jp/kura-shi/koseki/1003913/1016610.html>



通知書が届いてからの流れ



各種お問い合わせは下記へ

届け出の方法やフリガナの通知書に関すること

市役所戸籍住民課ナビダイヤル (☎0570-05-5946)

受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

受付期間 8 月 1 日 (金)～2026 (令和8) 年 5 月 25 日 (月)

※祝日・年末年始

(12月29日(月)～2026 (令和8) 年 1 月 3 日(土) を除く

フリガナの制度に関すること

法務省 振り仮名コールセンター (☎0570-05-0310)

受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

受付期間 ～2026 (令和8) 年 5 月 26 日 (火)

※祝日・年末年始

(12月30日(火)～2026 (令和8) 年 1 月 3 日(土) を除く